

令和2年(行ウ)第223号 行政処分取消請求事件

原告 黒田英彰ほか28名

被告 国(処分行政庁 東京航空局長)

証拠説明書(2)

令和3年2月5日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

山本



土屋大気



神永



志村直之



林智彦




酒井由美子



井上悠也



武 田 一 寧 

田 中 輝 征 

高 橋 直 暉 

塚 本 智 茂 


森 住 直 樹 

由 利 幸 一 

寺 坂 謙 史 

長 谷 浩 平 

佐 藤 圭 悟 


橋 津 慎 


丹 吳 允 


白 谷 大 輔 

梶 原 純 樹 

後 藤 秀 行 


濱 畑 嘉 亨 

對 馬 史 生 

峯 村 義 明 

片 山 英 之 

佐 藤 豪 

桂 孝 一 

鈴 木 実 

馬 場 由 行 

略語等は、答弁書及び準備書面の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙15	羽田空港の制限表面 について (国土交通省)	写し	新飛行経路の運用に伴い制限表面を 変更したこと
乙16	官報(令和元年9月 30日)	写し	羽田空港における新飛行経路の設定 に伴い、新たに東京都上空に円錐表面 及び外側水平表面を設定することにつ いて事前に告示したこと
乙17	羽田空港の制限表面 の変更に関する公聴 会の開催について (国土交通省航空局 首都圏空港課)	写し	R1. 9. 30 羽田空港の制限表面の変更に関する 公聴会を開催したこと
乙18	官報(令和元年11 月29日)	写し	羽田空港における新飛行経路の設定 に伴い、新たに東京都上空に円錐表面 及び外側水平表面を設定したこと
乙19	航空法規解説(抜粋) (山口真弘)	写し	S51. 9. 20 航空法83条及び96条の解説
乙20	官報(令和2年3月 19日)	写し	令和2年3月19日に特別管制空域 を指定し、同月26日から施行したこ

				と
乙21	羽田空港国際線発着 枠の配分について (国土交通省航空局 国際航空課, 同局航 空事業課)	写し	R1. 9. 2.	羽田空港の新飛行経路の運用による 増加分の発着枠について, 令和元年9 月に国別配分数を決定したこと
乙22	D滑走路の概要につ いて (国土交通省航空局)	写し		羽田空港のD滑走路の概要
乙23	首都圏空港(羽田・ 成田)の空港処理能 力の増加について (国土交通省)	写し		羽田空港の国際線発着枠につき段階 的な増枠を実施してきたこと
乙24	今後の首都圏空港の あり方について (国土交通省航空局)	写し	H25. 9. 26	交通政策審議会航空分科会基本政策 部会における航空需要予測にて, 従来 の首都圏空港の発着容量では2020 年代前半に限界を迎えるとの見込みが 示されており, 羽田空港及び成田空港 の発着容量拡大のための方策を検討す ることが急務であるとの認識を共有し たこと
乙25	首都圏空港機能強化 技術検討小委員会の 中間取りまとめ (首都圏空港機能強	写し	H26. 7. 8	2020年までに実現し得る首都圏 空港の機能強化を実現するための方策 としては, 羽田空港における滑走路処 理能力の再検証及び滑走路運用・飛行

	化技術検討小委員会)			経路の見直し並びに成田空港における管制機能の高度化、高速離脱誘導路の整備及び夜間飛行制限の緩和以外の方策がないこと並びに航空管制業務の見直しによる羽田空港の発着容量の拡大は議論されていないこと
乙26	首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会（概要） （国土交通省）	写し		具体化協議会において、関係自治体や航空会社、学識経験者等を交え、首都圏空港の機能強化の具体化について協議を行ったこと
乙27	羽田空港機能強化に関するコミュニケーションのあり方アドバイザー会議（概要） （国土交通省）	写し		羽田空港の機能強化に係る理解促進のための具体的手法及びプロセスについて専門家から意見を聴取したこと
乙28	オープンハウス型説明会について （国土交通省）	写し		オープンハウス型説明会の概要等
乙29	羽田機能強化に関する丁寧な情報提供について （国土交通省）	写し		平成27年から新飛行経路下となる各地で住民説明会を延べ136会場において実施し、約34,900人が参加したこと及び電話相談窓口の設置、新聞広告、ホームページの運営等により丁寧な情報提供に努めてきたこと

乙30	地域説明会等の開催について (国土交通省)	写し		地域住民を対象とした説明会を93回、地元協議会・町会長会議での説明を76回実施したこと
乙31	羽田空港機能強化に係る環境影響等に配慮した方策 (国土交通省)	写し		環境影響等に配慮した方策の内容
乙32	2020年に向けた羽田空港の機能強化方策について (首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会)	写し	H28. 7. 28	具体化協議会において、関係自治体が環境影響等に配慮した方策を評価するとともに、羽田空港の機能強化に必要な施設設備に係る費用を国が予算措置することに理解を示したこと
乙33	新飛行経路の運用開始及び国際線の増便について (国土交通省航空局首都圏空港課)	写し	R1. 8. 8	令和2年3月29日から羽田空港において新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便する旨発表したこと
乙34	羽田空港の新飛行経路に関する飛行検査の実施について (国土交通省航空局首都圏空港課)	写し	R1. 8. 23	新飛行経路の運用に伴い新たに整備した航空保安施設の稼働状況の確認や、新飛行経路の出発・進入方式の安全性の検証のため飛行検査を実施したこと
乙35	羽田空港の新飛行経	写し	R2. 1. 17	令和2年1月30日以降、新飛行経

	路における実機飛行による確認について (国土交通省航空局 首都圏空港課, 同局 空港業務課)			路に係る管制官の運用手順確認及び航空機騒音測定局の調整のため実際の航空機による飛行確認(実機飛行確認)を北風・南風それぞれ7日間実施したこと
乙36	実機飛行確認における騒音測定結果について (国土交通省航空局 首都圏空港課, 同局 空港業務課)	写し	R2. 3. 24	乙35の実機飛行確認における騒音測定結果
乙37	AIP (国土交通省航空局)	写し	2013. 3. 7	福島第一原発周辺が飛行禁止区域及び飛行制限区域に定められていること
乙38	官報(令和元年8月29日)	写し		令和元年の即位の礼の際に皇居周辺が飛行制限区域に定められたこと
乙39	耐空性審査要領(抜粋) (国土交通省)	写し		耐空証明の審査基準において, 飛行機の構造として, 鳥が衝突しても継続した安全な飛行等ができるように求められていること
乙40	落下物対策総合パッケージ (国土交通省)			航空機からの落下物対策を充実・強化したこと
乙41	航空機落下物に係る補償等の充実につい	写し		落下物事案が発生しその原因者を特定できない場合にも被害者に補償が行

	て (国土交通省)			われるよう被害者救済制度が存在していること
乙42	航空機騒音に係る環境基準について (環境省ホームページ)	写し	R2. 10. 23	「航空機騒音に係る環境基準」の内容
乙43 の1	臨海工業地帯の航空安全の確保について (陳情) (神奈川県知事 内山岩太郎)	写し	S41. 3. 11	神奈川県から当時の運輸省に対し、臨海工業地帯の航空安全確保について要望があったこと
乙43 の2	臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する意見書 (川崎市議会議長 田島信雄)	写し	S41. 3. 14	川崎市議会から当時の運輸省に対し、臨海工業地帯の航空安全確保に係る意見書が提出されたこと
乙44	成田空港における管制機能の高度化・高速離脱誘導路の整備 (国土交通省)	写し		令和2年3月29日から成田空港の年間空港処理能力を拡大したこと
乙45	空港連絡バス(茨城空港～東京駅)について (関東鉄道株式会社 水戸営業所)	写し		茨城空港～東京駅間の空港連絡バスによる所要時間は、約1時間40分から2時間30分であり、1日10便(5往復)の運行であること

乙46 の1	Annex II Air Traffic Services (抜粋・英文) PANS-ATM(Doc 4444) (抜粋・英文)	写し		国際基準においては、安全のため、他の航空機と一定の間隔を確保することとされており、離着陸に係る航空機間の間隔の短縮は困難であること
乙46 の2	Annex II Air Traffic Services (抜粋・訳文) PANS-ATM(Doc 4444) (抜粋・訳文) (国土交通省航空局)	写し		乙46の1を翻訳したもの
乙47 の1	PANS-ATM(Doc 4444) (抜粋・英文)	写し		一部の海外の空港において行っている「先行離陸機の後～／到着機の後～」と条件を付して指示を行う管制手法は、国際基準により、悪天時においては採用できない場合があること
乙47 の2	PANS-ATM(Doc 4444) (抜粋・訳文) (国土交通省航空局)	写し		乙47の1を翻訳したもの
乙48 の1	ATTACHMENT D. AIR OPERATOR CERTIFICATION AND VALIDATION (抜粋・英文)	写し		航空運送事業者の安全監督責任は、航空運送事業者が国籍を有する国の当局の責任であること
乙48	ATTACHMENT D. AIR	写し		乙48の1を翻訳したもの

の2	OPERATOR CERTIFICATION AND VALIDATION (抜粋・訳文) (国土交通省航空局)			
乙49	我が国の領域で発生した大型飛行機に係る事故及び外国の領域・公海上で発生した我が国の大型飛行機に係る事故について (国土交通省航空局)	写し		我が国の領域で発生した大型飛行機に係る事故及び外国領域・公海上で発生した我が国の大型飛行機に係る事故のうち、概ね離陸後3分ないし着陸後8分に発生したものは約26%であり、一部を除き、空港内での離着陸時に発生したものであること
乙50	騒音防止工事の助成制度について (国土交通省)	写し		騒音対策の実施により、新飛行経路の運用による騒防法の住宅防音工事助成対象住宅は新たに発生しない見込みであること
乙51	着陸時及び離陸時の騒音の推計平均値について (国土交通省)	写し		航空機の騒音は運航条件や風向き等の気象条件により変動すること
乙52	羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音の測定結果について (国土交通省)	写し		新飛行経路運用開始後、経路下の騒音測定局において測定した実測値の平均(令和2年3月29日～同年8月31日)と、夏場(7月、8月)も他の月と比較して騒音が大きいという事実は確認できなかったこと

乙53	平成23年度船舶・航空機排出大気汚染物質削減に関する検討調査報告書 (株式会社環境計画研究所)	写し	H24. 3月	航空機からの排出ガス内にナノ粒子が大量に含まれている可能性が示唆されているとの調査結果があること
乙54	東京国際空港大気環境調査報告書 (国土交通省東京航空局)	写し	R2. 3月	羽田空港大気環境調査において、空港周辺の大気汚染物質測定値は、環境基準を満たしていたこと
乙55	微小粒子状物質健康影響評価検討会報告書 (微小粒子状物質健康影響評価検討会)	写し	H20. 4月	CO ₂ 等に係る我が国全体の排出量に占める航空機からの排出量はごくわずかであること
乙56	運輸部門における二酸化炭素排出量 (国土交通省ホームページ)	写し	R2. 7. 21	同上